

平成 30 年 6 月 11 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「個人被ばく管理に係る業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）の核燃料サイクル工学研究所において、管理区域立入者等の外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価等を行う業務
実施期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（1 年間）
受託事業者	株式会社アセンド
契約金額（税抜）	30,852,000 円
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内＝なし） なお、予定価格の範囲内で入札した者がいなかったことから、最低入札価格提示者に対して調整を図った結果、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定により随意契約している。
事業の目的	関係法令や保安規定等に基づき個人被ばく管理に係る業務を行うこと
選定の経緯	報道等において競争性が指摘された事業として、平成 28 年基本方針別表に記載

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、改善が必要である。

2 検討

（1）評価方法について

JAEA から提出された平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	① 業務の内容	
	確保されるべき水準	評価
	民間競争入札実施要項「1.(2)本業務の内容」で示す業務を適切に実施すること。	適 (適切に実施されており、サービスの質は確保されている)
	② 保安規定及び品質保証計画等の遵守	
	確保されるべき水準	評価
	1) 本業務に起因した保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱が発生しないようにすること。	適 (保安規程、予防規程及び放射線管理基準の逸脱は0件であったため、サービスの質は確保されている)
2) 実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象が発生しないようにすること。	適 (実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象は発生しなかったことから、サービスの質は確保されている)	
③ セキュリティ上の重大障害の件数		
確保されるべき水準	評価	
個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は0件であること。	適 (個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は、0件であったため、サービスの質は確保されている。)	
民間事業者からの改善提案	実施者は、下記の改善項目を提案・実施することにより、安全確保のための作業リスク低減及び業務の効率化に努めている。 ①内部被ばく線量の測定機器の保守・管理における作業リスク低減に関する改善 ②外部被ばく線量の測定機器の保守管理における業務の効率化に関する改善	

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費と比較して 8,000 円の減少が認められ、わずかながら経費の削減効果があったと評価できる。

従前経費（28年度）	実施経費（29年度）	削減額	削減率
30,860,000 円	30,852,000 円	8,000 円	0.02%

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	報道等において競争性が指摘された事業として事業選定されたが、関係法人以外を含めた複数者による応札があった。
----	---

(5) 評価のまとめ

経費について、8,000 円 (0.02%) の削減効果が認められた。

民間事業者の改善提案について、作業リスクの低減や業務の効率化が実現したことにより、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、すべて目標を達成していると評価することができる。

一方、競争性の改善については、実施要項における官民分担の明確化、阻害要件の削除、資格要件の緩和等を行い、あわせて公告期間及び引継期間の延長等にも取り組んだ結果、関係法人以外を含めた複数者による応札が実現したものの、最終的には不落による随意契約となったことから、課題が認められる。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保という点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。そのため、次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

— 以上 —

平成 30 年 5 月 23 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業
個人被ばく管理に係る業務の実施状況について

1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の個人被ばく管理に係る業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」に基づき、以下の内容により平成 29 年 4 月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は 1 期目である。

(1) 業務内容

本事業は機構の核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）において、職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者（放射線業務従事者及び一時立入者）等について、個人線量計、体外計測機器等を用い、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価等を行うことで、各種法令や保安規定等に基づき個人被ばく管理を行うものである。

(2) 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間

(3) 実施事業者

株式会社アセンド

(4) 実施状況評価期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間

(5) 実施事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式（総合評価落札方式以外）により実施することとしており、平成 29 年 1 月 17 日の提出期限までに入札参加者 2 者から提出された技術提案書を審査した結果、要求事項を満たしていた。

入札価格については、平成 29 年 2 月 8 日に開札した結果、予定価格の範囲内で入札した者がいなかった。（執行回数 10 回）

民間競争入札実施要項 5. (3) では、「落札者が決定しなかった場合の措置」を定めしており、本事業の取扱いについて検討した結果、①業務開始日まで期間が短く業務の範囲等の入札条件を見直すことは困難であること、②閣議決定では平成 29 年 4 月 1 日からの業務開始を示されており、本事業は、年間を通じて機構施設に常駐して業務を実施する必要があるため、4 月 1 日からの業務開始が困難となった場合、法令違反となるおそれがあることから、民間競争入札実施要項 5. (3) に定める「本

業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合」に該当すると判断した。

上記の検討結果に基づき、随意契約に切り替えて、最低入札価格提示者と交渉を行った結果、予定価格の範囲内で合意に達したことから、予算決算及び会計令第9条の2の規定により随意契約とした。

2. 不落随意契約となった要因

本事業は、前年度から業務内容の見直し（要員1名分の業務を削減）を行っており、当機構の予定価格算定においては、過年度の契約実績からの減額幅も考慮したうえで、予定価格を設定したが、当機構の予定価格と事業者が想定していた減額幅と開差が生じていたものと思料される。

3. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項で定めた確保されるべきサービスの質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおり。

評価事項	測定指標	評価
業務の内容	民間競争入札実施要項「1.(2)本業務の内容」で示す業務を適切に実施すること。	業務日報及び業務月報による業務内容を確認したところ、本業務が適切に実施されており、サービスの質は確保されている。
保安規定及び品質保証計画書等の遵守	イ 本業務に起因した保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱が発生しないようにすること。 ロ 実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象が発生しないようにすること。	イ 保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱件数は0件であったため、サービスの質は確保されている。 ロ 実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象は発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。
セキュリティ上の重大障害の件数	個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏	個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏

	えい件数は0件であること。	えい件数は、0件であったため、サービスの質は確保されている。
--	---------------	--------------------------------

4. 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜）

(1) 市場化テスト前後の経費の比較

年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (市場化テスト)	対前年度比較	
			差額	比率
契約金額	30,860,000 円	30,852,000 円	▲8,000 円	▲0.02%

(2) 実施経費の比較に当たっては、市場化テストの導入に伴い、応札者拡大の観点から品質保証や安全衛生に係る業務を分離させ業務内容を個人被ばく管理業務のみに限定したことから、個人被ばく管理業務について比較した。表のとおり、8,000 円/年（0.02%）の経費節減効果があった。

5. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

実施者は、下記の改善項目を提案・実施することにより、安全確保のための作業リスク低減及び業務の効率化に努めている。

(1) 内部被ばく線量の測定機器の保守・管理における作業リスク低減に関する改善

体外計測機器の検査等に用いる重量物（体外計測機器校正に用いる人体形状ファントム）の使用において、安全作業に係るリスク評価を実施し、作業手順の改善及び必要な保護具等の準備を提案し、作業リスクの低減に努めた。

(2) 外部被ばく線量の測定機器の保守管理における業務の効率化に関する改善

TLD バッジの検査に係る基準線量の照射業務において使用する照射装置が更新され、均一に照射可能な照射面が拡大された。これを踏まえ、一度に照射する TLD バッジの個数を増やし作業時間を短縮することを提案し、業務の効率化に努めた。

6. 全体的な評価

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定等の個人被ばく管理に係る業務については、保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱や実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象及びセキュリティ上の重大障害は発生していないことから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。

また、実施者の創意工夫による改善提案がされたことで、安全確保のための作業リスクの低減及び業務の効率化が図られたことは評価できる。

(2) 実施経費については、市場化テスト実施前と比較し、8,000 円/年 (0.02%) の経費節減効果があった。

(3) 本事業の入札においては、2 者からの応札があり、競争性は確保されている。

7. 今後の事業

今後の事業においても引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、公共サービスの質及びコスト削減等の努力を継続実施し、更なる競争性、透明性、公平性の確保に努めたい。

以 上